

災害対策基本法の一部改正について

I. 経緯

東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、中央防災会議の防災対策推進検討会最終報告（平成 24 年 7 月 31 日決定）において措置が必要とされた事項を中心に法改正が行われた。

II. 本市に関する改正内容

1. 指定緊急避難場所の指定、指定避難所の指定

市町村長は、災害時における緊急の避難場所「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在して避難生活を送る避難所「指定避難所」を、災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所をあらかじめ指定し、住民に周知しなければならない。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

市町村長は、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑な避難に支援を要するもの「避難行動要支援者」についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

原則として、本人の同意を得て、あらかじめ関係者に名簿情報を提供するとともに、当該名簿の作成に必要な範囲内で、要配慮者に関する個人情報を活用できる。

3. 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、市町村防災会議に対し、当該地区における防災活動に関する計画「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができる。

提案を受けた市町村防災会議は、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めなければならない。